

個人情報の利用及び提供について

本所利用において提出していただいた書類等で得た個人情報は、本所の研修支援事業に係る業務のほか下記の業務に利用します。なお、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項に規定されている場合を除き、利用者本人の同意を得ることなく他の目的で利用又は第三者へ提供することはありません。

- (1) 「健康調査票」記載の氏名、年齢、性別、病名、症状及び薬持参の有無等の個人情報を利用者の健康管理及び不測の事態の対応のために利用します。
- (2) 「利用者名簿」記載の連絡担当者氏名及び携帯番号並びに利用者の氏名、性別及び学年（年齢）等の個人情報を災害時の安否の確認のため利用します。
- (3) 「利用申込書」記載の代表者の氏名、申込者の氏名、住所及び電話番号等の個人情報を利用統計業務のために利用並びに独立行政法人国立青少年教育振興機構本部へ提供します。
- (4) 「食事注文票」及び「食物アレルギー調査表」記載の連絡責任者の氏名、住所、電話番号等の個人情報を食事及び活動教材の注文等のためにユーレストジャパン株式会社に提供します。

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第9条第2項は以下のとおり

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。